

講演1

“看多機”とは
—創設の背景、制度の概要、サービスの
動向と日本看護協会の取組について—

公益社団法人 日本看護協会
常任理事 田母神 裕美



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会



看護小規模多機能型居宅介護の創設

看護小規模多機能型居宅介護 創設の背景

なぜ、在宅療養・在宅看取りは「難しい」のか

日本看護協会 2010年実施

「在宅療養の継続を困難にする要因について」 関係者ヒアリング
(対象者・対象施設：訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所、
病院の退院調整部門、ホスピス、患者団体、グループホーム、療養通所
介護、小規模多機能型居宅介護、医療型療養病床など)

病院

- ・家族が在宅介護で疲れてしまい、レスパイト的な緊急入院が多い
- ・在宅で看取れるか家族が不安になり、在宅看取りの意思が揺らいでしまう



訪問看護ステーション・在宅療養支援診療所

- ・在宅の介護力が足りないために、病院に入院してしまう
(介護サービスさえあれば、かなりの医療的な対応、症状緩和は在宅でも可能である)
- ・家族が不安・疲弊してしまい、ターミナル期の2～3週間を在宅で支え切れない



がんセンター

- ・動けなくなるのは最後の数週間だが、その数週間を支えてくれるサービスがない
- ・医療機関ではなく、生活の場に、タイムリーに医療や看護が入れる仕組みが必要



在宅療養する利用者・ご家族

- ・「家で看取る」というイメージがわからない
- ・在宅療養で困ったことや不安を、身近に相談できる窓口がない
- ・医療依存度が高い人を受け入れてくれるデイサービスやショートステイがない



医療処置や看取りへの対応が可能な地域密着型・多機能サービスの必要性

看護小規模多機能型居宅介護 創設の背景

訪問看護や訪問介護が限られた時間に訪問し「点」で支えるだけでは、在宅療養の継続は困難
従来の訪問・通所の在宅サービスに加え、「宿泊」や「相談」の機能が在宅療養の支えになる

訪問看護

訪問介護

通所



宿泊

相談

- 病状の変化時や 家族のレスパイトにも対応できる
- 退院して在宅へ戻るための 受け皿として利用できる
- 在宅療養上の不安や疑問を気軽に相談できる

これらの機能を **一体的に** 提供できるサービスが必要



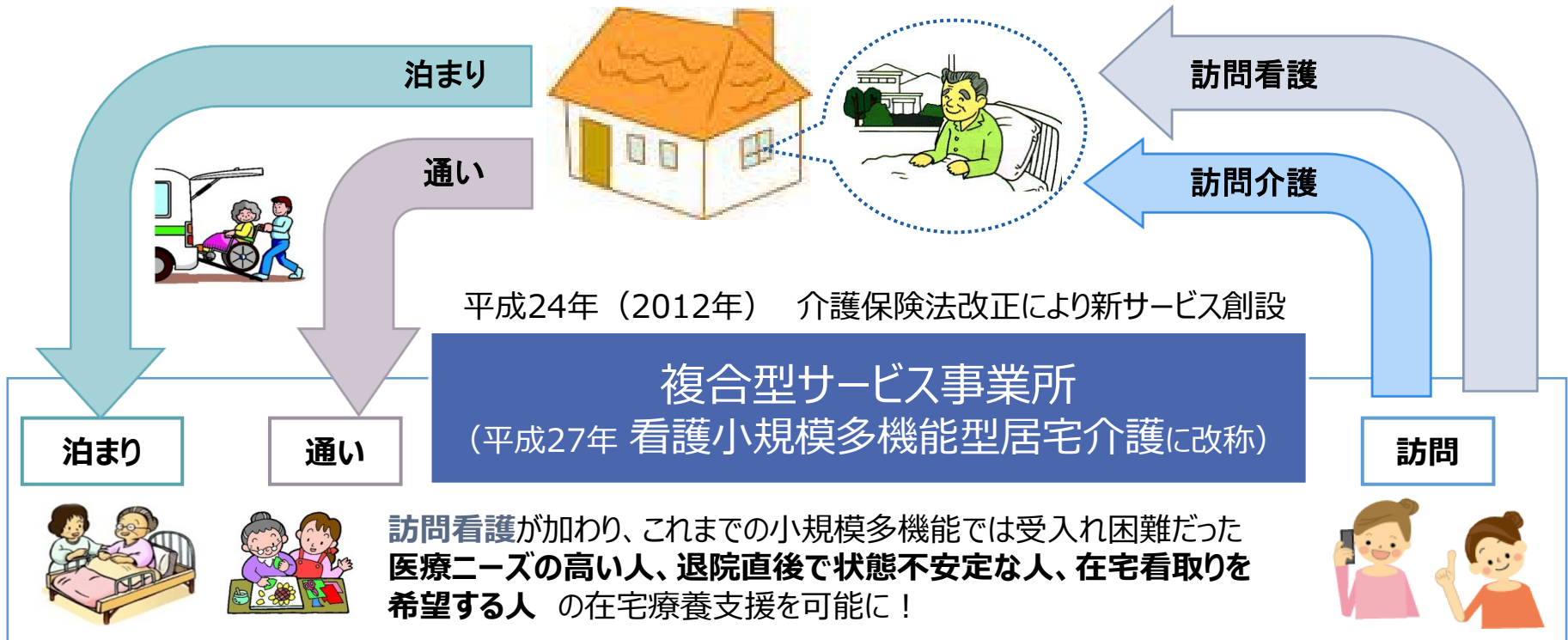
訪問看護と

**小規模多機能型居宅介護（訪問介護、通い、泊まり）を
一体的に提供できるような、新サービスの創設を要望**

（平成22年8月23日 社会保障審議会介護保険部会において日本看護協会提案）

複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の創設

- 平成24年に新設された介護保険の地域密着型サービス（市町村指定）
- 「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」を、利用者の状態や必要に応じ柔軟に提供
- 登録定員は29人まで
- 介護報酬は、利用者1人あたり要介護度別の月額定額報酬（+加算）

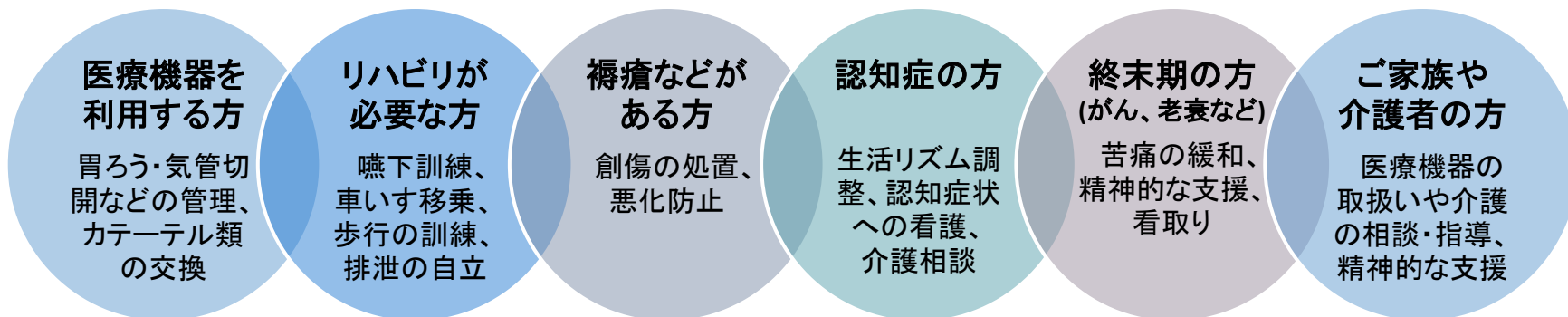


看多機に期待される役割

医療ニーズのある中重度者の在宅療養継続支援

看多機では、訪問看護の提供にあたり交付される医師の指示書にもとづき、「通い」や「泊まり」の時に、看護職員が在宅と同様の医療処置を行うことができる。これにより、従来の小規模多機能型居宅介護では対応が難しかった、医療ニーズの高い方の受け入れが可能となる。

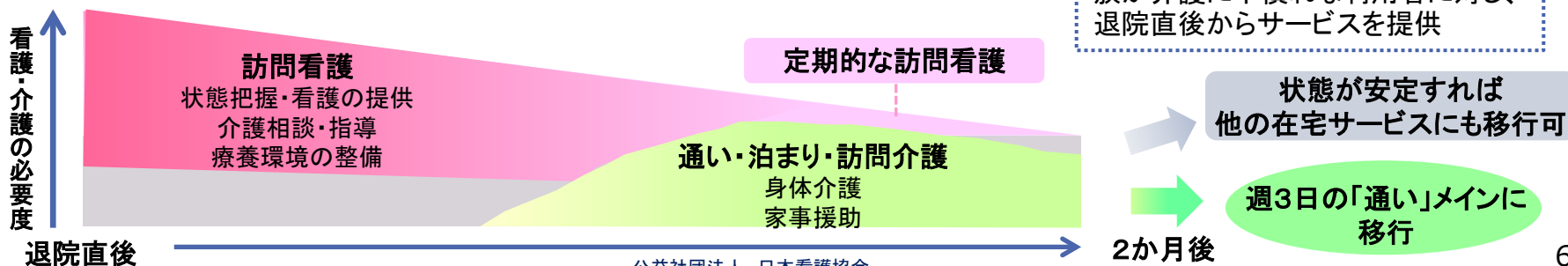
●看多機で対応できる医療的ケアや支援の例



利用者の自立支援・重度化防止のケア

看多機は、一人一人の状態に合わせて「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」を柔軟に組み合わせることができる。最初は訪問看護が緊密に関わり、状態の改善に合わせて無理なく泊まりや通いにシフトしていくといった利用が可能であり、病状の悪化防止や予防にも効果が期待できる。

利用者の自立度に合わせてサービスの利用パターンが変えられる





看護小規模多機能型居宅介護の制度の概要

看護小規模多機能型居宅介護の人員配置基準

管理者

常勤かつ専従で1人

【要件】①介護老人福祉施設、通所介護、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護の従業者又は訪問介護員等として、認知症の利用者に対する3年以上の介護経験を有し、厚生労働大臣の定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了した者

又は ②保健師もしくは看護師（認知症対応型サービス事業管理者研修の受講は不要）

人員配置

【日中】 通い：常勤換算で3対1以上（1人以上は看護職員）



訪問：常勤換算で2以上（1人以上は看護職員）

※通いと訪問は兼務可（人員を固定する必要はない）

【夜間】 夜勤：時間帯を通じて1人以上



宿直：時間帯を通じて1人以上

※泊まりの利用がない日は、訪問サービスが提供できる体制を確保していれば、宿直・夜勤職員の配置不要

※夜勤・宿直の看護配置基準は設けず、必要に応じた対応体制で可

【看護職員】 常勤換算で2.5人以上（1人以上は常勤の看護師又は保健師）

※訪問看護ステーションと一体的に運営している場合は、看護職員の兼務可

【介護支援専門員】 専従で1人以上（同一事業所の他の職務と兼務可、非常勤可）

看護小規模多機能型居宅介護の設備基準

登録定員及び利用定員

【登録定員】 29人以下（サテライト事業所は18人以下）

【通いの利用定員】 登録定員の2分の1から15人まで

登録定員が25人を超える場合	26人又は27人	28人	29人
一日の利用定員	16人	17人	18人

【泊まりの利用定員】 通いの利用定員の3分の1から9人まで

設備及び備品等

- 事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービス提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない
- 設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない

居間及び食堂	適当な広さを有すること
宿泊室	個室の定員：1人（必要と認められる場合は2人） 個室の床面積：7.43㎡以上（病院・診療所である事業所は6.4㎡以上で定員1人） 個室以外の宿泊室を設ける場合 ・合計面積（個室以外）が概ね7.43㎡×（宿泊サービス利用定員－個室の定員数）以上 ・プライバシーが確保された構造（プライバシーが確保された居間については面積に算入可）
立地	事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない

看多機の報酬体系(1)

基本部分 看護小規模多機能型居宅介護費(/月)

同一建物居住者以外	
要介護1	12,438 単位
要介護2	17,403 単位
要介護3	24,464 単位
要介護4	27,747 単位
要介護5	31,386 単位

同一建物居住者	
要介護1	11,206 単位
要介護2	15,680 単位
要介護3	22,042 単位
要介護4	25,000 単位
要介護5	28,278 単位

看多機の短期利用のしくみ

- 登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内であること
- 短期利用は7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日以内）
- 利用者を担当するケアマネジャーが作成する居宅サービス計画の内容に沿い、看多機の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成

基本部分 短期利用居宅介護費 (/日)

要介護1	570単位
要介護2	637単位
要介護3	705単位
要介護4	772単位
要介護5	838単位

短期利用に関連する加算・減算

※単位数は次頁参照

- ★サービス提供体制強化加算（/月）
- ★介護職員処遇改善加算（/月）
- ★介護職員等特定処遇改善加算（/月）
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算（/日）

★は区分支給限度基準額の枠外

- ・定員超過利用減算
- ・人員基準欠如減算

看多機の報酬体系(2)

加算

初期加算 (/日)	30単位
認知症加算 (/月)	I 800単位 II 500単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (/日) ※短期利用のみ	200単位
若年性認知症利用者受入加算 (/月)	800単位
栄養アセスメント加算 (/月)	50単位
栄養改善加算 (/回)	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算 (/回)	I 20単位 II 5単位
口腔機能向上加算 (/回)	I 150単位 II 160単位
退院時共同指導加算 (/回)	600単位
★緊急時訪問看護加算 (/月)	574単位
★特別管理加算 (/月)	I 500単位 II 250単位
★ターミナルケア加算 (/月)	2,000単位
★看護体制強化加算 (/月)	I 3,000単位 II 2,500単位
★訪問体制強化加算 (/月)	1,000単位
★総合マネジメント体制強化加算 (/月)	1,000単位
褥瘡マネジメント加算 (/月)	I 3単位 II 13単位
排せつ支援加算 (/月)	I 10単位 II 15単位 III 20単位
科学的介護推進体制加算 (/月)	40単位
★サービス提供体制強化加算 (/月)	I 750単位 II 640単位 III 350単位
★介護職員処遇改善加算 (/月)	I 所定単位× 102/1,000 II 所定単位× 74/1,000 III 所定単位× 41/1,000
★介護職員等特定処遇改善加算 (/月)	I 所定単位× 15/1,000 II 所定単位× 12/1,000
★特別地域加算	基本報酬×15/100
★中山間地域等小規模事業所加算	基本報酬×10/100
★中山間地域等居住者サービス提供加算	基本報酬× 5/100

★は区分支給限度基準額の枠外

減算

過少サービスに対する減算	基本部分×70/100
訪問看護体制減算	要介護1~3 925単位/月 要介護4 1,850単位/月 要介護5 2,914単位/月
サテライト体制未整備減算	基本部分×97/100
末期の悪性腫瘍等で医療保険の訪問看護を実施した場合の減算	要介護1~3 925単位/月 要介護4 1,850単位/月 要介護5 2,914単位/月
特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護を実施した場合の減算	要介護1~3 30単位/日 要介護4 60単位/日 要介護5 95単位/日

サテライト看多機事業所のしくみ

(本体が訪問看護事業所の指定も受けている場合)
所定の基準を満たせば、訪問看護事業所の
サテライトとしても併せて指定を受けられる

地域の訪問看護利用者

サテライト登録利用者
(定員18名まで)

看多機の登録利用者
(定員29名まで)

訪問看護

泊まり・通い

訪問

泊まり

通い

訪問介護

訪問看護

サテライト看多機

泊まり

看多機事業所 (市町村指定)

訪問看護ステーション
(都道府県指定)

本事業所での
泊まりが可能

通い + 泊まり + 訪問介護 + 訪問看護

訪問

本事業所から訪問が可能

看護職員

常勤換算1以上

看護職員

常勤換算2.5以上

※看護職員は、看多機と訪問看護STの兼務可能

本事業所との兼務等により

- ・ 代表者・管理者・介護支援専門員
- ・ 夜間の宿直者（緊急時の訪問要員）は
おこななくてもよい

サテライト看多機の本体事業所の要件

- 看多機の事業所であること
- 緊急時訪問看護加算を届け出ていること

共生型サービスのしくみ

○介護保険の事業所が障害福祉の共生型の指定を受ける場合（障害報酬）

見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



見直し後

近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



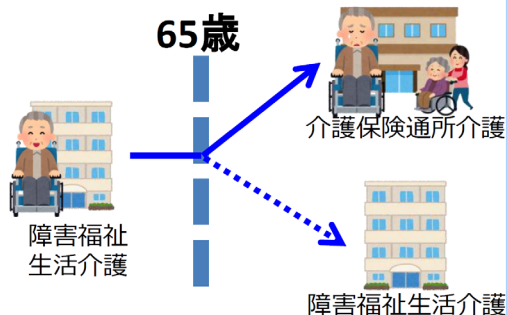
共生型の指定が受けられるサービス

サービス		サービス等
訪問介護	⇔	・居宅介護 ・重度訪問介護
通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	・生活介護 ・自立訓練 ・児童発達支援 ・放課後等 デイサービス
短期入所生活介護(予防含む)	⇔	・短期入所

○障害福祉の事業所が介護保険の共生型の指定を受ける場合（介護報酬）

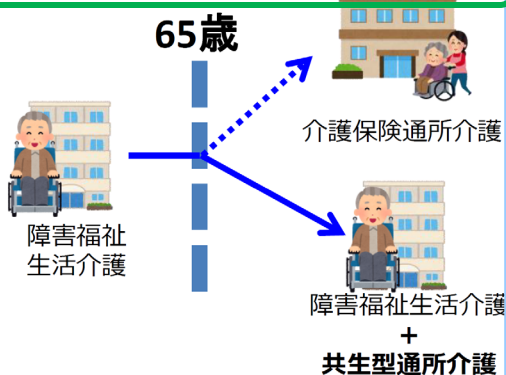
見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



(看護)小規模多機能型居宅介護(予防含む)	・通い ⇒	・生活介護 ・自立訓練 ・児童発達支援 ・放課後等 デイサービス
	・泊まり ⇒	・短期入所

⇔：どちらかの事業所指定を受けていれば、基本的にもう一方の「共生型」の指定が受けられる

⇒：介護保険の事業所指定を受けていれば、障害福祉の「共生型」の指定が受けられる

※看多機（小多機）の「訪問介護」部分は共生型サービスの指定対象にはならない

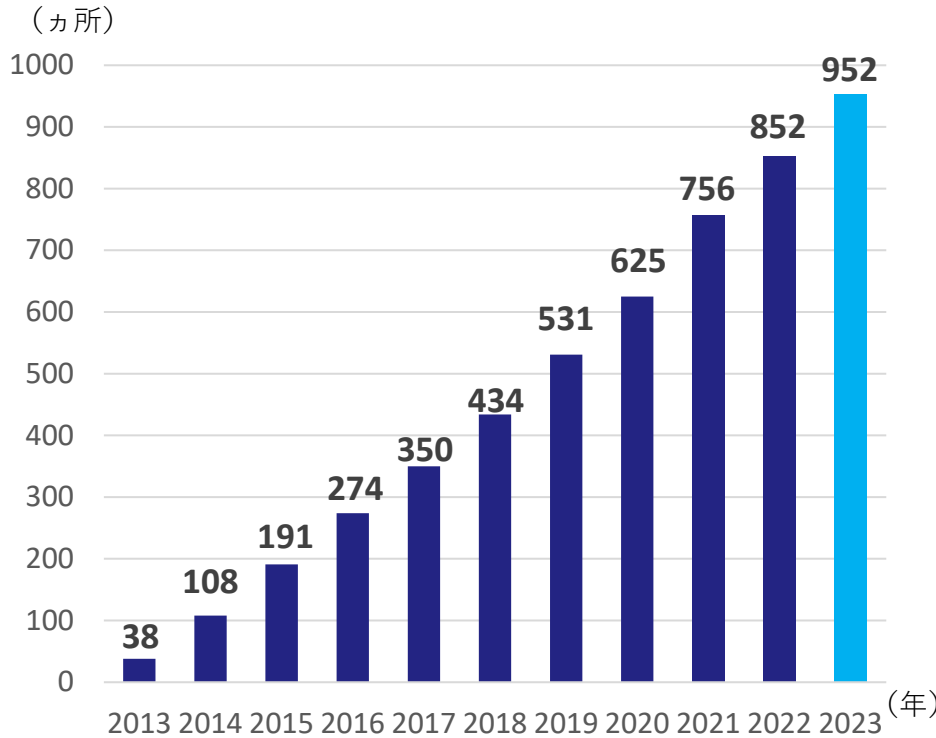


看護小規模多機能型居宅介護の事業所の状況

看護小規模多機能型居宅介護 事業所数の推移と市区町村規模別の事業所数

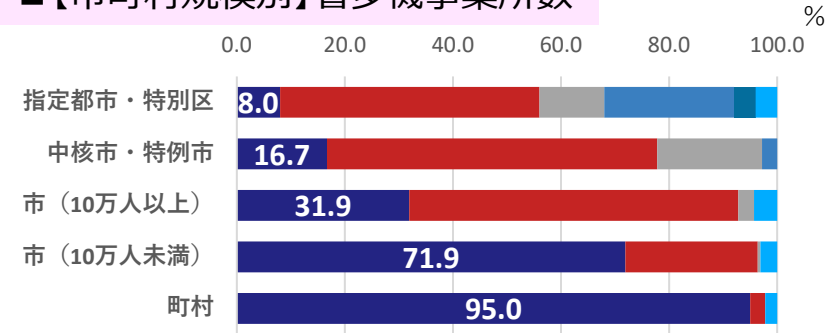
- 看多機は2023年4月時点で全国952事業所。小規模自治体では看多機がまだ1か所もないところも多い。
- 看多機は主な介護保険サービスの中で、今後の利用者数の伸びが最も見込まれている。

■ 看多機事業所数の推移



[2013～2015] 介護給付費実態調査より複合型サービスの請求事業者数
 [2016～2018] 介護給付費等実態調査より複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）の請求事業者数
 [2019～] 介護給付費等実態統計より複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）の請求事業者数 各年4月審査分

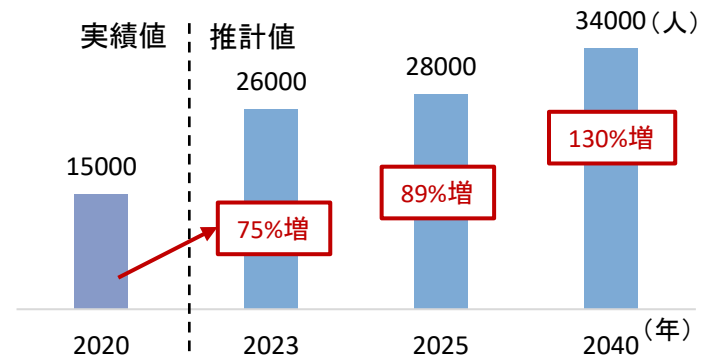
■ 【市区町村規模別】看多機事業所数



N=501
 ■ 0か所 ■ 1-4か所 ■ 5-9か所 ■ 10-29か所 ■ 30か所以上 ■ 無回答・不明

出典：令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「訪問看護・訪問リハビリテーション提供体制強化のための調査研究事業」報告書（日本看護協会）

■ 看多機の今後の利用者数の見込み



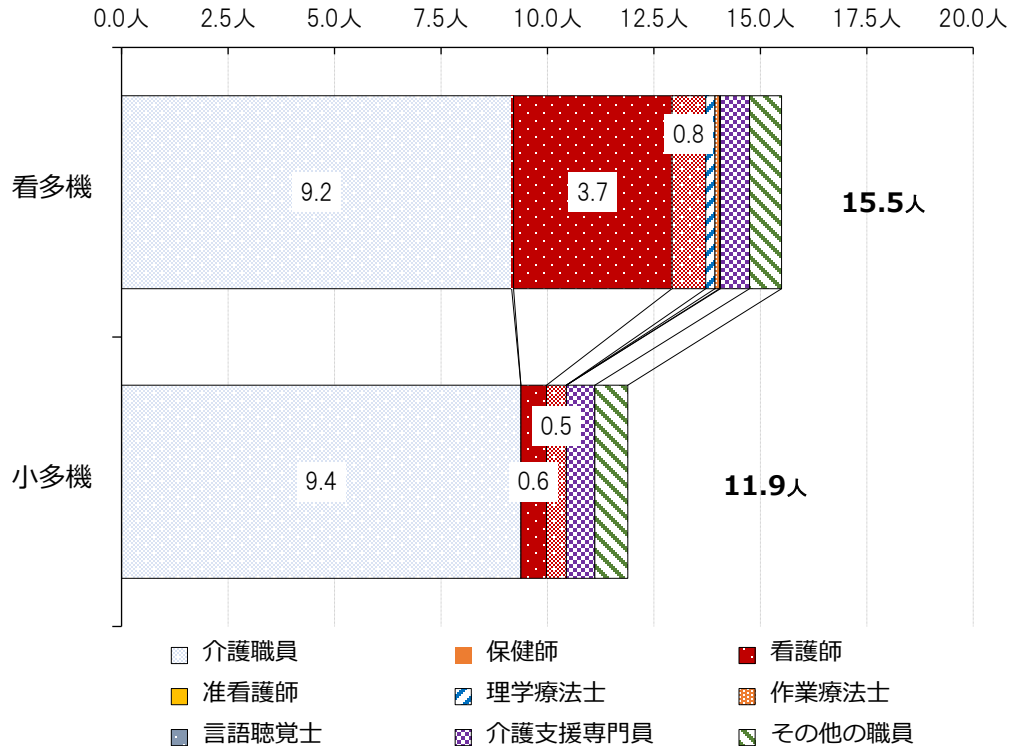
出典：厚生労働省HP掲載資料（2021年5月14日）より一部抜粋

看多機事業所の従事者の状況（常勤換算）

看多機の従事者数は常勤換算で15.5人となっており、そのうち看護職員は4.5人で、小多機の1.1人と比べると3.4人多くの看護職員が従事している

■ 事業所あたりの職種別従事者数（常勤換算）

■ 事業所あたりの職種別常勤換算従事者数



	看多機	小多機
介護職員	9.2	9.4
保健師	0.0	-
看護師	3.7	0.6
准看護師	0.8	0.5
理学療法士	0.2	-
作業療法士	0.1	-
言語聴覚士	0.0	-
介護支援専門員	0.7	0.7
その他の職員	0.8	0.8
合計	15.5	11.9

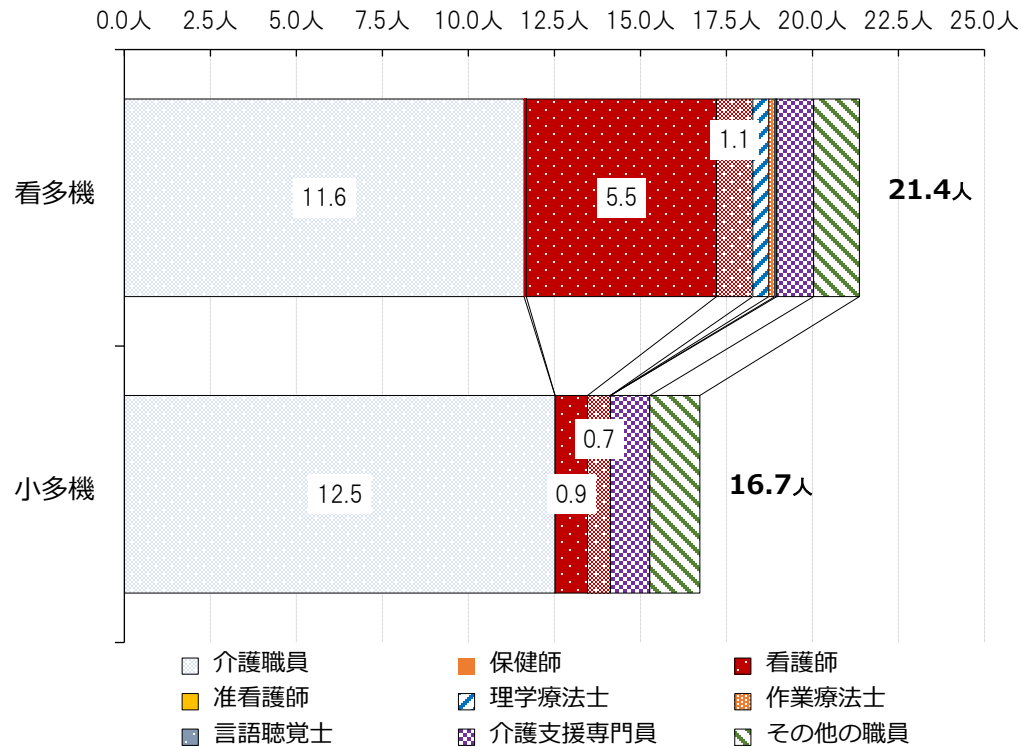
【出典】令和3年度介護サービス・施設事業所調査

看多機事業所の従事者の状況（実人員数）

看多機の従事者数は実人員数で21.4人となっており、そのうち看護職員は6.7人で、小多機の1.6人と比べると5.1人多くの看護職員が従事している

■ 事業所あたりの職種別従事者数（実人員数）

■ 事業所あたりの職種別常勤換算従事者数



	看多機	小多機
介護職員	11.6	12.5
保健師	0.1	-
看護師	5.5	0.9
准看護師	1.1	0.7
理学療法士	0.5	-
作業療法士	0.2	-
言語聴覚士	0.1	-
介護支援専門員	1.1	1.1
その他の職員	1.3	1.5
合計	21.4	16.7

【出典】令和3年度介護サービス・施設事業所調査

看護小規模多機能型居宅介護の収支差率等

○ 看護小規模多機能型居宅介護の収支差率（令和3年度決算税引き前（コロナ補助金を含む））は4.6%

看護小規模多機能型居宅介護 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目、実利用者数階級別
令和3年度決算期

		20人以下		21～25人		26人以上	
		千円		千円		千円	
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	4,951	6,621	8,083		
2		(2)保険外の利用料	540	872	1,015		
3		(3)補助金収入 (新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)	5	5	28		
4		(4)介護報酬査定減	-4	-2	-3		
5	II 介護事業費用	(1)給与費	3,925	5,122	6,009	71.0%	65.9%
6		(2)減価償却費	239	210	270	4.3%	3.0%
7		(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-15	-17	-13		
8		(4)その他	1,197	1,600	1,933	21.7%	21.2%
9		うち委託費	187	164	229	3.4%	2.5%
10	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	37	7	-3		
11	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	17	28	33		
12	V 特別損失	(1)本部費繰入	220	166	305		
13	収入 ①=I+III		5,528	7,504	9,120		
14	支出 ②=II+IV+V		5,584	7,109	8,537		
15	差引 ③=①-②		-56	394	583	-1.0%	6.4%
16	新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		20	11	25		
17	新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'		-36	405	608	-0.7%	6.6%
18	法人税等		24	39	28	0.4%	0.3%
19	法人税等差引 ④=③'-法人税等		-60	366	580	-1.1%	6.3%
20	有効回答数		80	87	101		

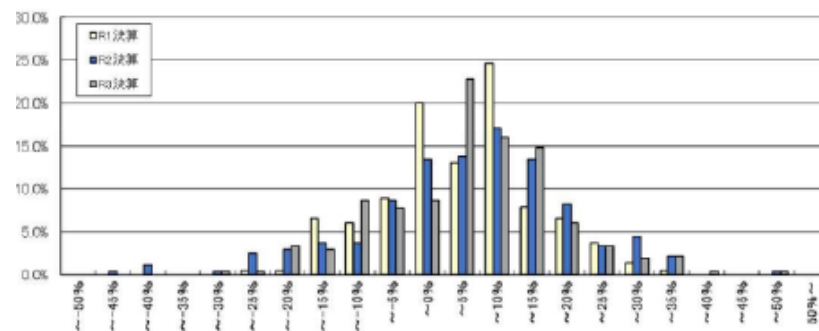
※ 比率は収入に対する割合である。
※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。
※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合等がある。

21	a 設備資金借入金元金償還金支出	90	131	135
22	b 長期運営資金借入金元金償還金支出	40	33	77
23	参考:(④+II(2)+II(3))-(a+b)	34	396	625

24	実利用者数	16.3人	23.1人	31.9人
25	延べ利用者数	585.3人	934.3人	1,144.8人
26	常勤換算職員数(常勤率)	11.5人 73.8%	14.5人 75.5%	16.3人 74.2%
27	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	10.1人 73.9%	12.8人 75.9%	14.0人 75.3%
28	常勤換算1人当たり給与			
29	常勤			
30	看護師	409,618円	452,656円	440,293円
31	准看護師	351,798円	320,505円	398,199円
32	介護福祉士	344,010円	361,794円	354,880円
33	介護職員	318,896円	341,602円	334,621円
34	非常勤			
35	看護師	351,873円	373,086円	374,068円
	准看護師	289,171円	344,312円	331,135円
	介護福祉士	295,965円	292,517円	312,942円
	介護職員	271,525円	251,657円	275,135円

36	実利用者1人当たり収入			
37	・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く	338,843円	325,512円	286,325円
38	・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含む	340,072円	325,968円	287,099円
39	実利用者1人当たり支出	342,294円	308,401円	268,026円
40	常勤換算職員1人当たり給与	332,428円	349,011円	348,999円
41	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与	326,506円	342,868円	344,742円
42	常勤換算職員1人当たり実利用者数	1.4人	1.6人	2.0人
	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり実利用者数	1.6人	1.8人	2.3人

看護小規模多機能型居宅介護 収支差率分布



収支差率	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
看多機(税引き前)平均	5.9%	3.3%	5.2%	4.6%
看多機(税引き後)平均	5.6%	3.1%	4.9%	4.2%

令和4年度介護事業経営概況調査結果

資料: 厚生労働省 老健局 社会保障審議会
介護給付費分科会(第218回) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護 事業実施状況

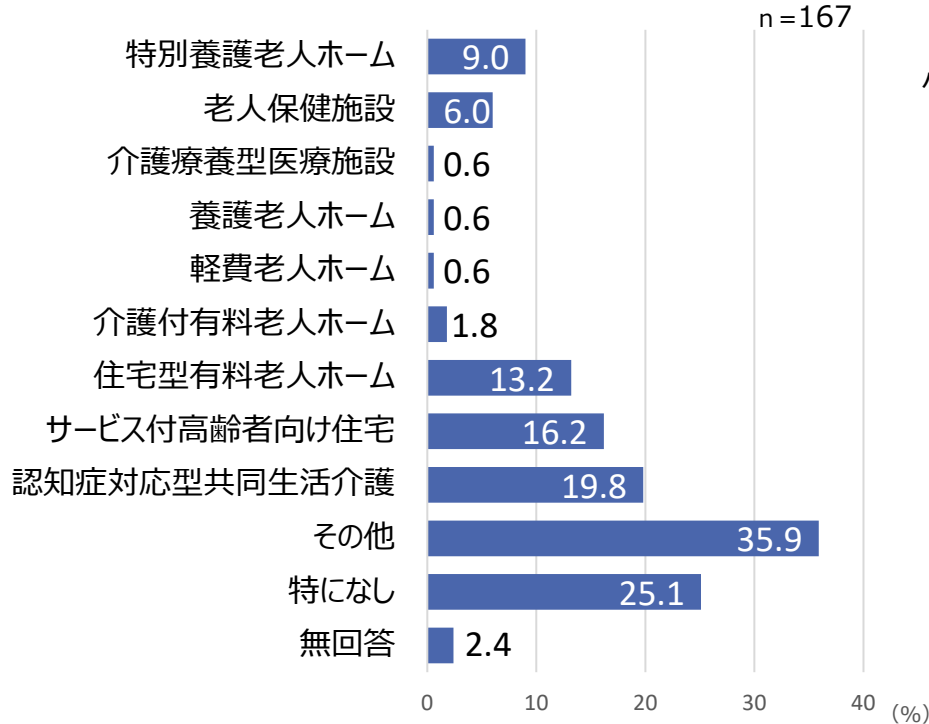
■ 事業所が併設している施設・事業所

・併設している施設・事業所は、「認知症対応型共同生活介護」19.8%、「サービス付き高齢者向け住宅」16.2%

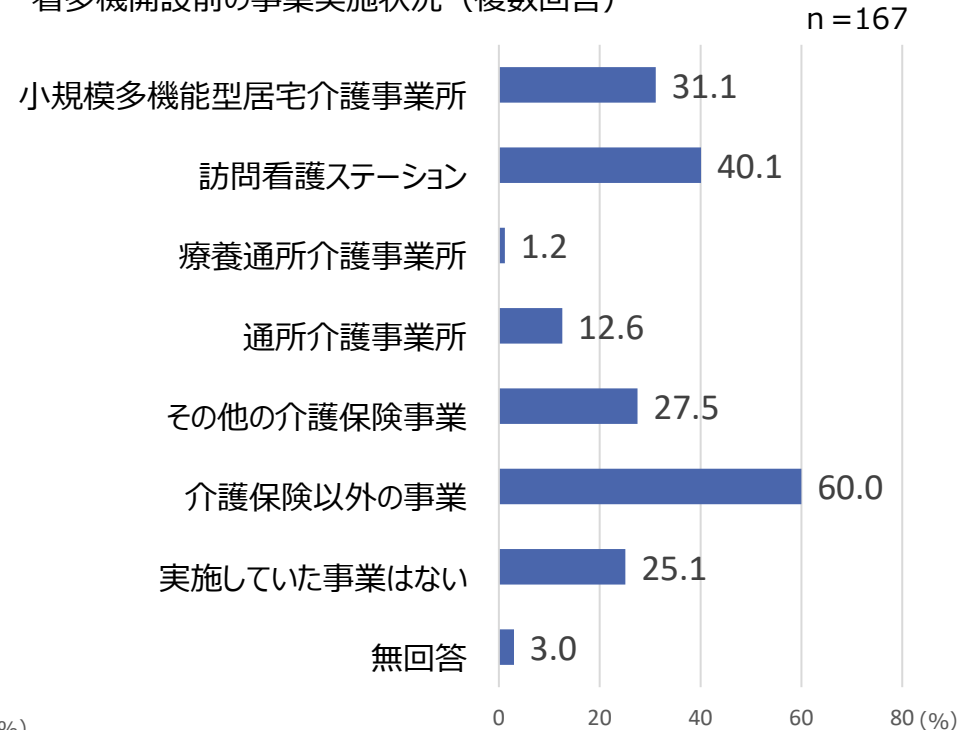
■ 事業実施状況

・看多機開設前の事業実施状況として、最も多いのは「訪問看護ステーション」40.1%、次に「小規模多機能型居宅介護事業所」31.1%

事業所が併設している施設・事業所（複数回答）



看多機開設前の事業実施状況（複数回答）

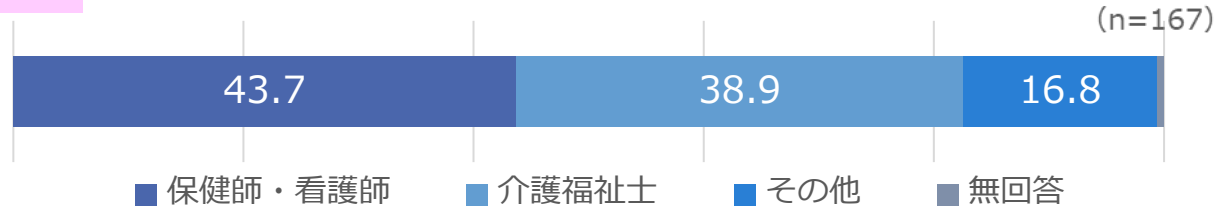


【出典】平成30年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
看護小規模多機能型居宅介護および療養通所介護の特性に関する調査研究事業報告書 平成31(2019)年3月
三菱UFJリサーチ&コンサルティング

看護小規模多機能型居宅介護事業所の職員体制

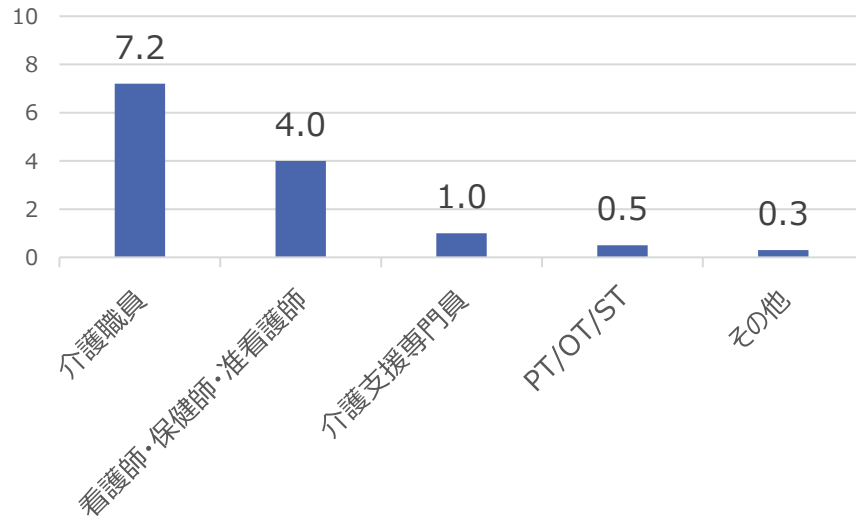
■ 管理者の職種

・「保健師・看護師」43.7%、「介護福祉士」38.9%



■ 常勤職員の実人数

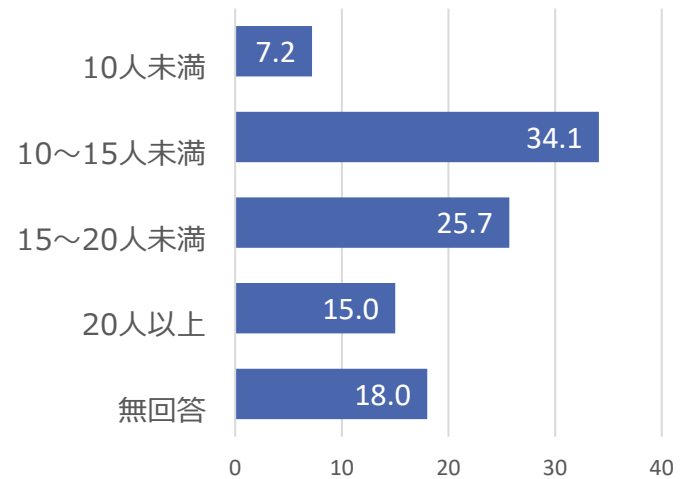
・「介護職員」平均7.2人、「看護師・保健師・准看護師」平均4.0人、「介護支援専門員」平均1.0人



■ 職員の常勤換算数

・「介護職員」平均9.0人、「看護師・保健師・准看護師」平均5.0人、「介護支援専門員」平均0.9人

合計職員数：常勤換算の分布 (n=167)



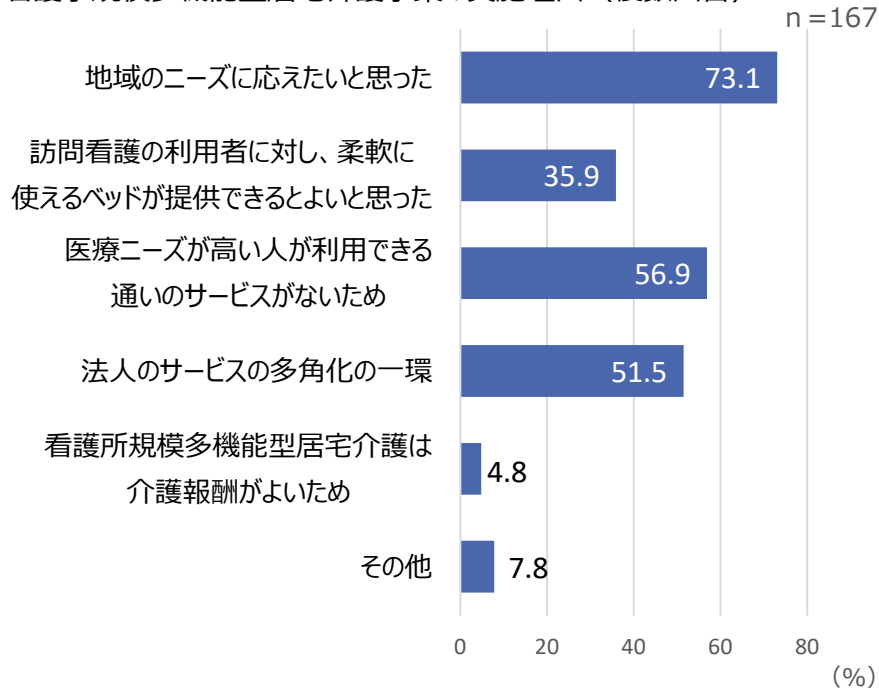
【出典】平成30年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
看護小規模多機能型居宅介護および療養通所介護の特性に関する調査研究事業報告書 平成31(2019)年3月
三菱UFJリサーチ&コンサルティング

看護小規模多機能型居宅介護事業 実施の理由と求められていると思うニーズ

■ 看多機の実施理由

- ・看多機事業の実施理由として最も多いのは、「地域のニーズに応えたいと思った」73.1%、次いで「医療ニーズの高い人が利用できる通いのサービスがないため」56.9%

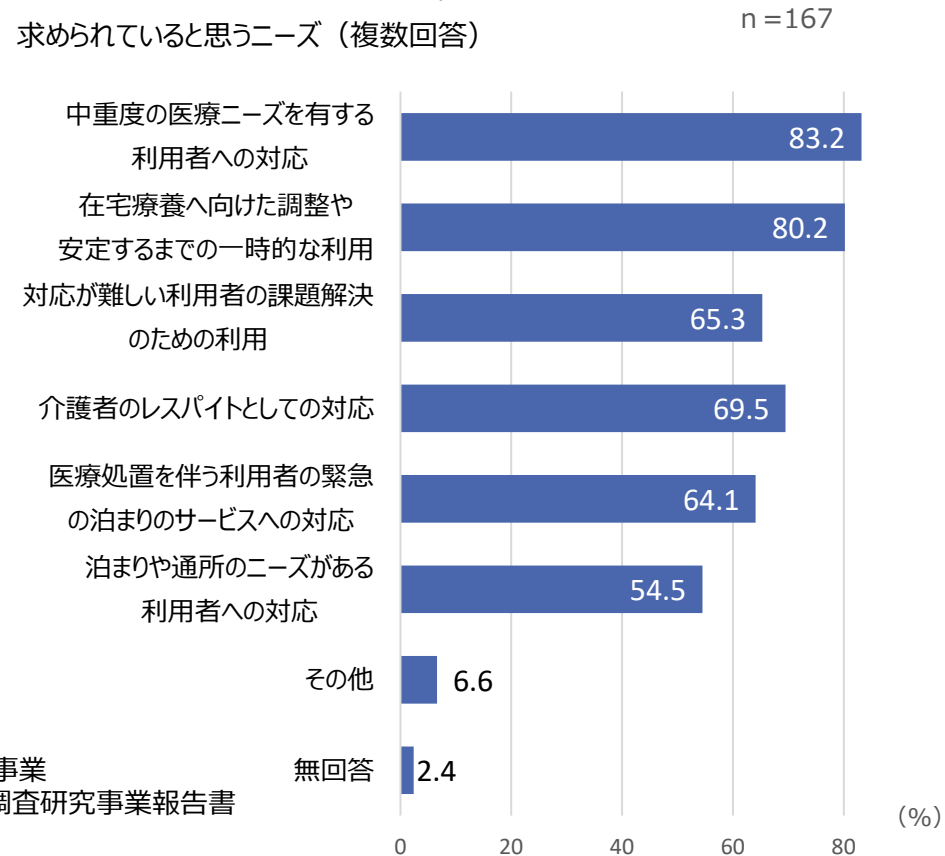
看護小規模多機能型居宅介護事業の実施理由（複数回答）



■ 求められていると思うニーズ

- ・看多機事業所を経営する中で求められていると思うニーズとして、最も多いのは「中重度の医療ニーズを有する利用者への対応」83.2%、次いで「在宅療養へ向けた調整や安定するまでの一時的な利用」80.2%、「介護者のレスパイトとしての対応」69.5%

看護小規模多機能型居宅介護事業を経営する中で求められていると思うニーズ（複数回答）

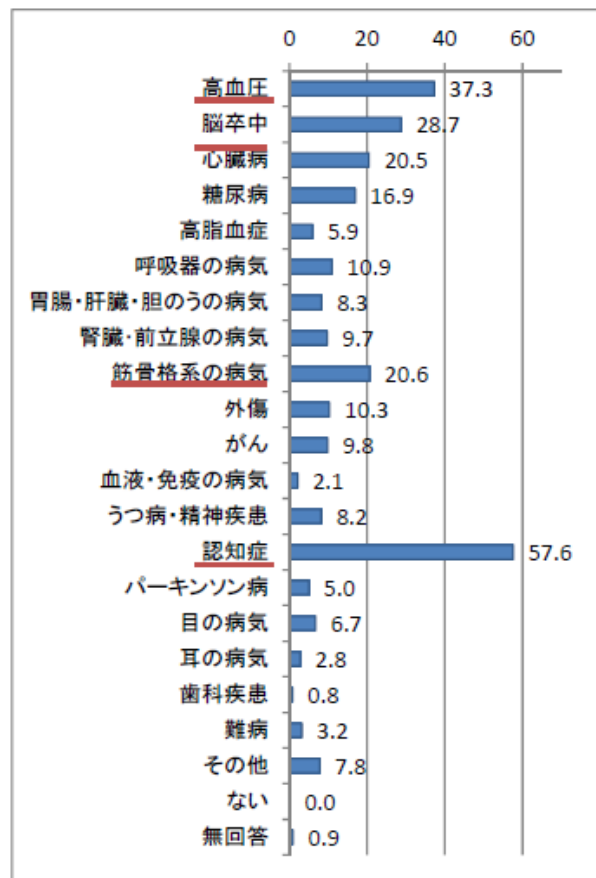


【出典】平成30年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
看護小規模多機能型居宅介護および療養通所介護の特性に関する調査研究事業報告書
平成31(2019)年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

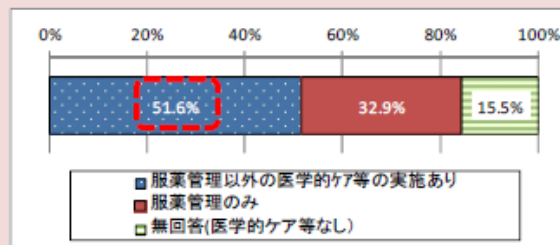
看多機利用者の医療ニーズの状況

- 傷病は、「認知症」(57.6%)が最も多く、次いで「高血圧」(37.3%)、「脳卒中」(28.7%)、「筋骨格系の病気」(20.6%)である。
- 病状が不安定もしくは悪化する可能性が高い利用者が29.1%である。
- 服薬管理以外の医学的ケア等の実施がある利用者は51.6%である。
 ※ 医学的ケア等の内容としては、「服薬管理」が73.9%で最も多く、次いで「リハビリテーション」が(18.4%)、「排便」が12.1%、「浣腸」が11.7%である。

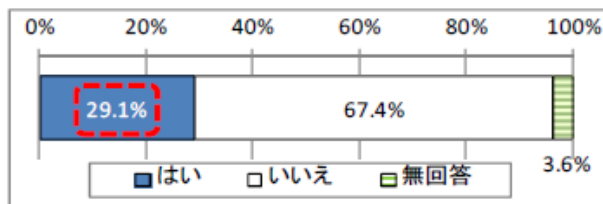
■ 傷病の状況 (複数回答)



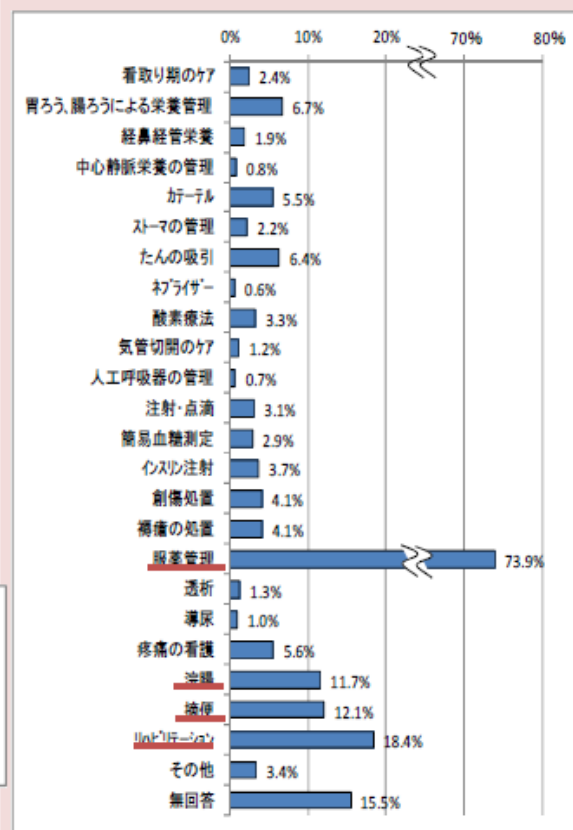
■ 医学的ケア等の実施状況



■ 病状は不安定もしくは悪化する可能性が高いか



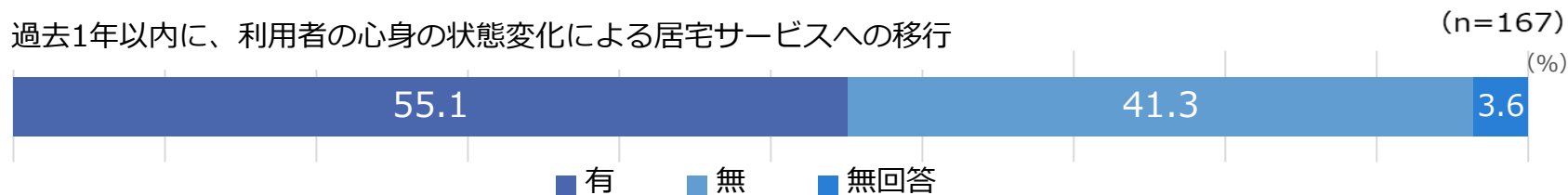
■ 医学的ケア等の詳細 (複数回答)



出典：平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究にかかる調査「看護小規模多機能型居宅介護サービス提供の在り方に関する調査研究事業」

看護小規模多機能型居宅介護 サービス提供による過去1年以内の利用者の状態の変化等の有無

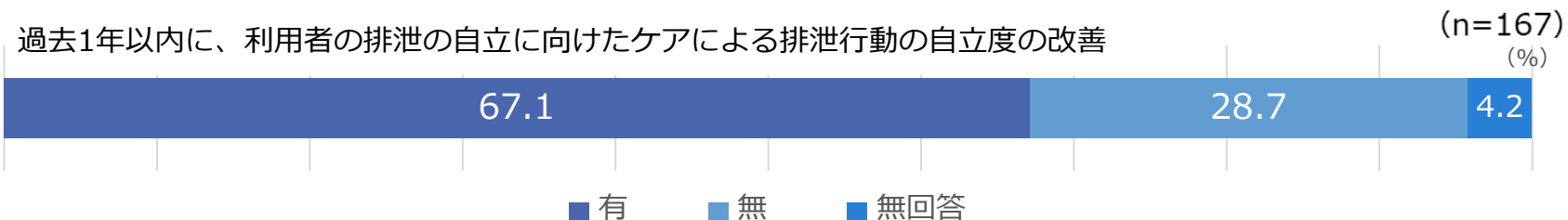
■ 心身の状態改善による居宅サービス等への移行 ・ 「移行あり」が55.1%



■ 日常生活動作の支援・訓練による運動機能の改善 ・ 「あり」が84.4%



■ 排泄の自立に向けたケアによる排泄行動の自立度の改善 ・ 「あり」が67.1%



看護小規模多機能型居宅介護 サービス提供による過去1年以内の利用者の状態の変化等の有無

■ 主治医と相談して多剤投与を見直したことによる服薬量の減少 ・「あり」が66.5%



■ 褥瘡ケアによる褥瘡の治癒または改善 ・「あり」が80.2%



■ 利用者の希望の場所での看取り ・「あり」が75.4%



看多機の設置促進・周知普及に向けた日本看護協会の要望

2024年度の介護保険の制度改革に向けて、看多機のより使いやすい・わかりやすい仕組みを提案

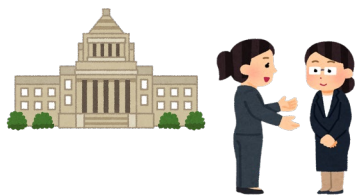
見直しを求める制度・仕組み

- 定員が29人までの小規模サービス原則として、事業所の所在する市町村の住民が利用
- 通いと泊まりの定義に「看護」が明記されていない
- 利用は、要介護又は共生型サービスによる

介護保険の制度改革を国に要望

1. 看多機を介護保険法の「居宅サービス」にも位置づけるとともに、登録定員の上限を29人超に拡大する。
2. 介護保険法における看多機の定義を見直し、通い、泊まりにおける「看護」の提供を明記する。
3. 看多機を健康保険法上に位置づけ、要介護高齢者以外の利用を可能とする。

2022.11.10看護小規模多機能型居宅介護の活用促進のための制度改革についての要望



厚生労働大臣に要望書提出 国の審議会での発言等の活動を経て



要望2. 看多機の定義に「看護」を明記する が実現

介護保険法第8条 看多機の定義の改正に関する内容が盛り込まれ、2023年5月12日改正法案成立

改正介護保険法を含む全世代型社会保障制度の関連法案

(令和5年5月12日：参議院本会議にて可決、令和6年4月1日施行)



介護保険法 第八条二十三項

現行

この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、……中略……二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。



改正後

この法律において「複合型サービス」とは…中略…、二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、次に掲げるものをいう。

- 一 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、居宅要介護者について、その者の居宅において、又は第十九項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの
- 二 前号に掲げるもののほか、居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの

看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

改正の趣旨

- 看護小規模多機能型居宅介護（看多機）は、訪問看護※¹と小規模多機能型居宅介護※²とを組み合わせ、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービス。

※¹：自宅での看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）

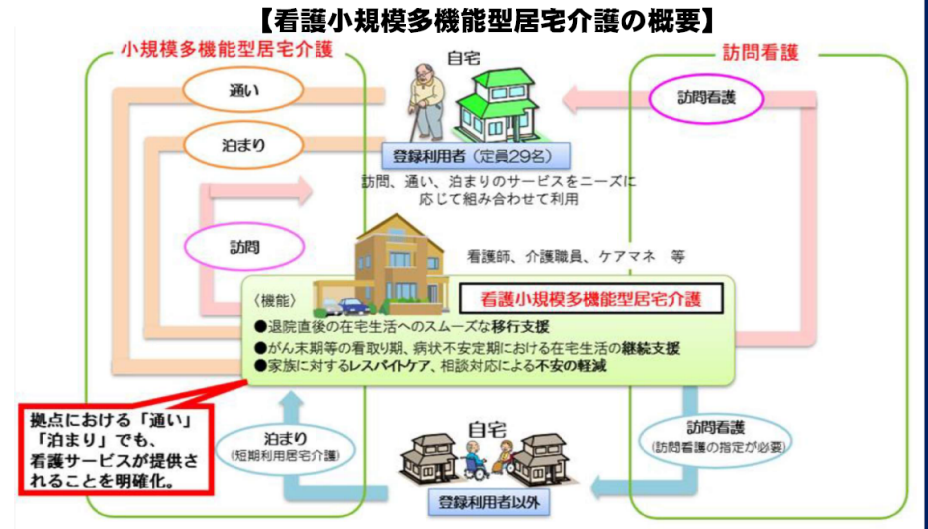
※²：自宅に加え、サービス拠点での「通い」「泊まり」における、介護サービス（日常生活上の世話）

- 看多機では、サービス拠点での「通い」「泊まり」においても看護サービスを一体的に提供可能であり、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えている。サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進めていく必要がある。

※：看多機の請求事業所数は740箇所。看多機サービスの利用者は要介護3以上が62.8%。（いずれも令和3年）

改正の概要・施行期日

- 看多機を、複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。
- 施行期日：令和6年4月1日



看多機の広域利用について

【2023年7月31日 厚生労働省 全国介護保険担当課長会議 介護保険計画課資料より】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34362.html

介護保険事業（支援）計画基本指針への明記

【市町村介護保険事業計画の基本的記載事項（抜粋）】

○地域密着型サービスについて、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことが重要である。

広域利用に関する「手引き」の策定・周知

○また、地域密着型サービスの更なる普及が図られるよう、看多機等の広域利用を促進するための具体的方策について、区域外指定の事前同意を含め、今後、年内を目途に、地方自治体向けに手引きを策定して周知する

看多機の定員の基準（標準基準）

○看多機の定員は、標準基準であり、市町村が条例で定めることにより、地域の実情にあわせ調整することが可能

※標準基準：通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

看多機の普及・推進に向けた日本看護協会の取り組み

看多機の理解促進・周知普及

パンフレット作成・配布、運営セミナーの開催
看多機を紹介する動画コンテンツの作成

パンフレット



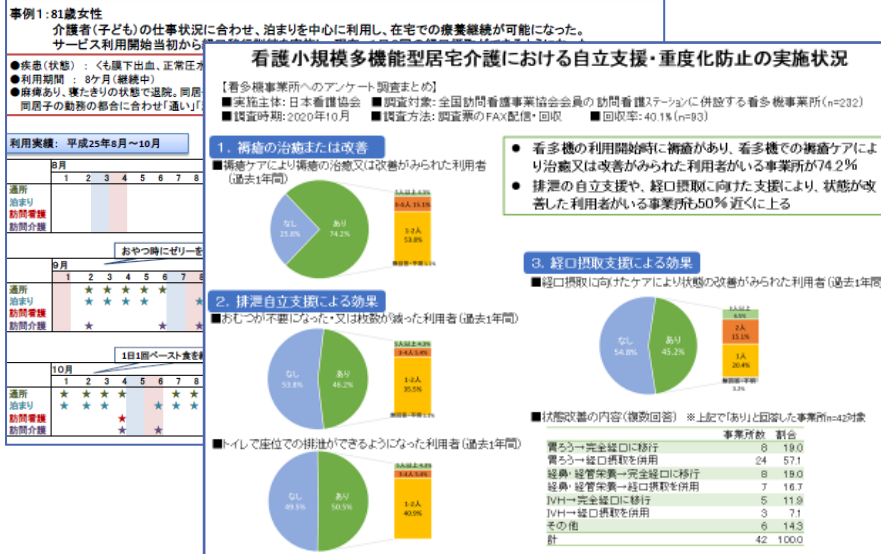
看多機 紹介動画



エビデンスデータの収集

制度改正・報酬改定に向けたエビデンス収集のため
モデル事業や事業所アンケート調査を実施

複合型サービスの利用事例：① 経口摂取移行、介護と仕事の両立支援



要望・政策提言

「看多機」への介護報酬上の評価や、
訪問看護・在宅領域の人材確保策の推進を要望



相談対応

制度や報酬、事業所運営に関する事業者からの
質問・相談に対応



看多機の紹介動画やパンフレット、その他看多機に関する資料を日本看護協会ホームページでご視聴・ダウンロードが可能です。
<https://www.nurse.or.jp/nursing/zaitaku/kantaki/index.html>

「看多機の効果」を広く国民や行政にPRし、全国に普及促進するための政策立案を実施します



参考資料

都道府県別・市区町村別 看多機事業所数

■政令指定都市 ■中核市 特例市

都道府県	市区町村	事業所数	都道府県	市区町村	事業所数	都道府県	市区町村	事業所数	都道府県	市区町村	事業所数	都道府県	市区町村	事業所数	都道府県	市区町村	事業所数	都道府県	市区町村	事業所数						
北海道 (58)	札幌市	30	土浦市	1	袖ヶ浦市	1	箱根町	1	静岡県	静岡市	13	池田市	1	岡山県	岡山市	5	佐賀県	佐賀市	3							
	函館市	5	石岡市	1	大網白里市	2	真鶴町	1	(33)	浜松市	2	吹田市	2	(18)	倉敷市	6	(9)	唐津市	5							
	小樽市	4	笠岡市	1	港区	1	新潟市	13	沼津市	2	高槻市	2	高槻市	2	玉野市	1	高梁市	1	鳥栖市	1						
	室蘭市	1	つば市	1	新宿区	2	(20)	長岡市	1	富士宮市	2	守口市	1	高梁市	1	長崎県	長崎市	7								
	釧路市	2	鉾田市	1	文京区	1	三条市	1	伊東市	1	伊東市	1	枚方市	1	瀬戸内市	1	(12)	佐世保市	2							
	帯広市	3	阿見町	1	墨田区	1	柏崎市	1	富士市	5	磐田市	1	茨木市	2	真庭市	2	島原市	1								
	北見市	1	栃木県	栃木市	1	品川区	2	村上市	2	磐田市	1	八尾市	7	真庭市	2	浅口市	1	大村市	1							
	岩見沢市	1	(4)	佐野市	1	目黒区	1	魚沼市	1	焼津市	1	焼津市	1	富田林市	1	富田林市	1	長与町	1							
	江別市	3	那須塩原市	1	大田区	1	南魚沼市	1	藤枝市	1	藤枝市	1	寝屋川市	1	広島県	広島市	7	熊本県	熊本市	9						
	紋別市	1	益子町	1	世田谷区	4	富山県	富山市	5	御殿場市	1	御殿場市	1	河内長野市	2	(30)	呉市	1	(13)	八代市	1					
青森県 (10)	青森市	1	富田市	1	練馬区	5	珠洲市	1	豊橋市	3	豊橋市	3	藤井寺市	3	山口県	下関市	1	三原市	2	菊池市	1					
	弘前市	3	沼岡市	1	足立区	7	羽咋市	1	岡崎市	1	東大阪市	4	東大阪市	4	山口市	2	尾道市	3	合志市	1						
	八戸市	4	埼玉県	さいたま市	3	葛飾区	1	かほく市	1	一宮市	2	交野市	1	交野市	1	福山市	11	益城町	1							
	十和田市	1	(28)	川崎市	4	江戸川区	2	能美市	1	瀬戸市	1	瀬戸市	1	岬町	1	福山市	11	大分県	大分市	7						
	南部町	1	川口市	2	八王子市	2	福井県	福井市	9	半田市	2	兵庫県	神戸市	14	神戸市	14	東広島市	4	(13)	別府市	1					
	岩手県 (10)	盛岡市	2	秩父市	1	立川市	1	敦賀市	1	豊川市	3	豊川市	3	姫路市	6	姫路市	6	徳島県	徳島市	2	徳島市	2				
		花巻市	1	東松山市	1	武蔵野市	1	小浜市	1	豊田市	1	豊田市	1	山陽小野田市	2	山陽小野田市	2	阿南市	2	宮崎県	宮崎市	6				
		北上市	3	春日部市	1	三鷹市	1	大野市	1	安城市	1	安城市	1	明石市	5	徳島県	徳島市	2	徳島市	2	延岡市	3				
		一関市	2	深谷市	1	青梅市	1	あわら市	1	西尾市	1	西尾市	1	西宮市	1	西宮市	1	阿南市	2	日向市	1					
		奥州市	1	上尾市	2	府中市	1	越前市	3	小牧市	1	小牧市	1	伊丹市	3	香川県	高松市	3	鹿兒島県	鹿兒島市	10					
岩手町		1	草加市	2	調布市	1	坂井市	3	長久手市	1	相生市	1	相生市	1	丸亀市	2	(23)	薩摩川内市	1							
宮城県 (22)		仙台市	15	越谷市	2	町田市	3	永平寺町	1	東郷町	1	東郷町	1	豊岡市	1	豊岡市	1	坂出市	1	霧島市	1					
		石巻市	2	入間市	1	小金井市	1	山梨県	甲府市	2	三重県	津市	1	津市	1	加古川市	4	東かがわ市	1	いちき串木野市	1					
		白石市	1	和光市	1	小平市	1	(4)	甲斐市	1	(12)	四日市市	3	四日市市	3	高砂市	1	土庄町	1	南さつま市	2					
		小取市	1	久喜市	1	日野市	1	笛吹市	1	松阪市	2	松阪市	2	小野市	1	小野市	1	多度津町	1	南九州市	1					
	角田市	1	北本市	1	東村山市	3	長野県	長野市	6	桑名市	2	桑名市	2	加西市	1	愛媛県	松山市	4	松山市	4	始良市	1				
	富谷市	1	三郷市	2	国立市	1	上田市	3	鈴鹿市	1	鈴鹿市	1	丹波篠山市	1	丹波篠山市	1	今治市	3	東串良町	1						
	美里町	1	吉川市	1	清瀬市	1	岡谷市	1	いなべ市	1	いなべ市	1	伊賀市	1	伊賀市	1	たつの市	5	宇和島市	1	錦江町	1				
	秋田県 (9)	秋田市	4	ふじみ野市	1	多摩市	3	伊那市	1	伊那市	1	伊那市	1	佐子町	1	佐子町	1	西条市	1	愛南町	1	沖繩県	那覇市	2		
		由利本荘市	1	白岡市	1	稲城市	2	千曲市	1	東員町	1	東員町	1	佐用町	1	佐用町	1	愛南町	1	(7)	沖繩市	1				
		大仙市	2	千葉県	千葉市	5	西京市	1	東御市	1	東御市	1	大津市	2	奈良県	奈良市	4	高知県	高知市	6	高知市	6	宮古島市	1		
にかほ市		1	(32)	船橋市	2	神奈川県	横浜市	22	安曇野市	1	(9)	彦根市	2	(9)	大和高田市	3	(7)	安田町	1	安田町	1	宮古島市	1			
仙北市		1	館山市	1	川崎市	19	下諏訪町	1	下諏訪町	1	長浜市	1	長浜市	1	桜井市	1	福岡県	北九州市	3	福岡市	10	恩納村	1			
山形県 (7)		山形市	4	木更津市	2	相模原市	5	箕輪町	1	箕輪町	1	近江八幡市	1	和歌山県	和歌山市	10	和歌山市	10	生駒市	1	生駒市	1	福岡市	10	金武町	1
		米沢市	2	米沢市	8	横須賀市	3	飯島町	1	飯島町	1	草津市	1	草津市	1	和歌山市	10	大牟田市	1	大牟田市	1	北中城村	1			
		新庄市	1	野田市	1	平塚市	3	小布施町	1	小布施町	1	甲賀市	1	甲賀市	1	海南市	1	海南市	1	久留米市	14	全国	388市区町村	909事業所		
		福島県 (14)	福島市	4	茂原市	1	鎌倉市	2	岐阜県	岐阜市	3	岐阜市	3	米原市	1	米原市	1	橋本市	2	橋本市	2	飯塚市	3			
			会津若松市	3	佐倉市	1	藤沢市	7	(14)	大垣市	3	(13)	京都市	9	京都市	9	田辺市	1	田辺市	1	八女市	1				
	いわき市		2	いわき市	1	小田原市	1	高山市	1	高山市	1	福知山市	1	福知山市	1	鳥取県	鳥取市	1	鳥取市	1	中間市	1				
	白河市		1	柏市	1	茅ヶ崎市	3	恵那市	2	恵那市	2	綾部市	1	綾部市	1	小郡市	1	小郡市	1	小郡市	1	長門市	1			
	田村市		1	市原市	1	秦野市	1	美濃加茂市	1	美濃加茂市	1	宇治市	1	宇治市	1	島根県	浜田市	1	浜田市	1	春日市	1				
	伊達市		2	流山市	1	厚木市	1	大和市	3	大和市	3	八幡市	1	八幡市	1	出雲市	1	出雲市	1	益田市	1	益田市	1			
	桑折町		1	八千代市	2	大和市	3	関見市	1	関見市	1	大阪府	大阪市	14	大阪市	14	江津市	1	江津市	1	志免町	1				
茨城県 (10)	水戸市		3	鴨川市	1	伊勢原市	3	関ヶ原町	1	関ヶ原町	1	堺市	14	堺市	14	堺市	14	江津市	1	江津市	1	志免町	1			
	日立市		1	四街道市	1	座間市	1	北方町	1	北方町	1	豊中市	2	豊中市	2	豊中市	2	雲南市	1	雲南市	1	志免町	1			